



# NEWS LETTER

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。  
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たにがんばっていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

4

2016



■ ~平成28年度税制改正~  
通勤手当の非課税枠が拡大

■ 3月分からの協会けんぽの  
健康保険料率が決定

■ 業種・学歴別の初任給

■ 高年齢層の  
インターネット利用の実態

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

# ～平成28年度税制改正～ 通勤手当の非課税枠が拡大



## 減相もない



通常の給与に加算して従業員へ支給する通勤手当のうち、一定の金額まで所得税がかかりません。この“一定の金額”が平成28年度税制改正により、改正されます。

## 通勤手当の非課税限度額

通常の給与に加算して従業員へ支給する通勤手当や通勤用定期乗車券（以下、まとめて“通勤手当”）は、一定の金額まで所得税がかかりません。この“所得税がかからない一定の金額まで”のことを「非課税限度額」といいます。支給する通勤手当のうち非課税限度額を超える分について、給与の一部として所得税（及び復興特別所得税）がかかります。

## 通勤手当の非課税限度額引上げ

平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正の大綱によりますと、1ヶ月当たりの通勤手当の非課税限度額について、次の2点が記載されています。

- ・通勤手当の非課税限度額を月額15万円（現行：10万円）に引き上げる。
- ・上記改正は、平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。

通勤手当の非課税限度額について、今回の改正前後でどのように変わるのか、次ページに一覧表を作成しました。

ご覧いただくとお分かりのとおり、今回改正が予定されているのは、表①③④の最高限度になります。②は平成26年に改正されたばかりですが、最高限度の改正は平成10年度以来となります。

なお、このような税制上の改正がある場合には、従業員に適正な通勤手当を支給しているかどうか確認するチャンスでもあります。結婚等に伴う引越しで住まいが変わったにもかかわらず、通勤経路は昔のまま変更していなかった、というケースもあります。適正な支給や課税が行われているかどうか、この機会に確認されてはいかがでしょうか。

## ○課税されない通勤手当（1ヶ月当たり）

区 分	課税されない金額		
	改正前	改正後	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000円）	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 <b>150,000円</b> ）	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上	31,600円	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	4,200円
	通勤距離が片道2キロメートル未満	（全額課税）	（全額課税）
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000円）	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 <b>150,000円</b> ）	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 100,000円）	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 <b>150,000円</b> ）	

## (注)

1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（所基通9-6の3）。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

## 3月分からの協会けんぽの 健康保険料率が決定

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われることになっており、今年も各都道府県の料率が決定しました。今年も、各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きと対応が異なりますので、料率を確認し、徴収のタイミング間違いや料率の変更もれがないようにしましょう。

### 3月分からの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成28年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなっています。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.33%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.79%で、佐賀県と新潟県の保険料率には0.54%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように緩和措置が行われた結果の保険料率ですが、今回からその緩和措置が緩くなったため、これまでよりも格差が広がっています。

また、介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成28年3月分からのものは変更なく、1.58%のままとなりました。

### 任意継続被保険者の上限額

健康保険の資格を喪失した後も、一定の条件を満たした人は手続きをすることで、これまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失した時の標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成28年度は28万円となりました。この額についても、平成27年度と同じです。

平成28年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.15%	東京都	9.96%	滋賀県	9.99%	香川県	10.15%
青森県	9.97%	神奈川県	9.97%	京都府	10.00%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.93%	新潟県	9.79%	大阪府	10.07%	高知県	10.10%
宮城県	9.96%	富山県	9.83%	兵庫県	10.07%	福岡県	10.10%
秋田県	10.11%	石川県	9.99%	奈良県	9.97%	佐賀県	10.33%
山形県	10.00%	福井県	9.93%	和歌山県	10.00%	長崎県	10.12%
福島県	9.90%	山梨県	10.00%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.10%
茨城県	9.92%	長野県	9.88%	島根県	10.09%	大分県	10.04%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.93%	岡山県	10.10%	宮崎県	9.95%
群馬県	9.94%	静岡県	9.89%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.06%
埼玉県	9.91%	愛知県	9.97%	山口県	10.13%	沖縄県	9.87%
千葉県	9.93%	三重県	9.93%	徳島県	10.18%		



# 業種・学歴別の初任給

新年度です。新入社員を迎える企業もあることでしょう。ここでは、業種・学歴別に平成27年の初任給に関するデータをご紹介します。

## 初任給も増加傾向に

厚生労働省の調査結果（※）から、業種・学歴別の初任給データをまとめると以下のとおりです。平成27年の産業計の初任給は、女性の大学院修士課程修了を除くすべての学歴で26年に比べて増加しました。26年と27年は

それ以前に比べて、賃上げを実施した企業が増加したという調査結果がありました。初任給においても、同様の傾向がみられた結果になったといえましょう。

初任給の改定などを検討する企業は、こうした数字も参考にされてはいかがでしょうか。

平成27年 業種・学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男				女			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（27年）	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
産業計（26年）	228.3	200.4	174.1	158.8	227.7	202.9	176.1	161.3	230.7	197.2	172.8	154.2
鉱業、採石業、砂利 採取業	248.6	217.5	178.9	169.7	248.1	222.1	186.7	170.6	250.8	203.5	166.6	156.3
建設業	228.8	209.7	184.7	168.1	228.3	210.3	185.4	168.9	233.4	207.8	182.0	156.5
製造業	228.5	202.0	175.4	161.5	228.5	203.1	178.3	162.6	228.5	199.4	170.3	158.2
電気・ガス・熱供給・水道 業	222.5	197.2	176.9	161.7	222.3	196.9	176.9	161.9	226.3	198.4	177.0	158.7
情報通信業	228.8	209.0	183.9	163.1	228.1	208.5	184.9	169.1	233.0	209.8	180.6	158.8
運輸業、郵便業	228.2	189.3	175.9	167.3	228.9	193.6	180.1	169.9	222.0	182.4	169.3	153.5
卸売業、小売業	229.3	201.6	174.2	157.7	229.6	204.2	173.8	159.1	228.4	197.4	174.7	156.5
金融業、保険業	231.3	201.2	165.1	158.4	231.3	206.0	195.8	155.9	231.4	197.5	160.8	158.7
不動産業、物品賃貸 業	230.0	208.0	180.3	186.3	229.9	212.7	177.7	196.4	230.4	202.7	181.0	156.1
学術研究、専門・技術 サービス業	228.5	212.2	172.2	158.5	228.8	212.2	175.0	160.1	227.2	212.2	169.4	154.5
宿泊業、飲食サービス 業	199.9	193.0	165.2	155.9	205.7	201.2	166.5	160.4	196.5	188.1	164.2	153.3
生活関連サービス 業、娯楽業	212.8	201.8	166.4	168.4	219.0	207.2	167.8	172.8	200.9	197.4	165.8	166.9
教育、学習支援業	230.0	199.4	173.8	157.9	233.1	207.4	174.9	163.4	226.0	196.4	173.8	149.1
医療、福祉	218.6	199.0	179.3	150.7	220.6	201.1	182.1	146.4	215.2	198.3	178.8	152.3
複合サービス事業	180.1	171.1	156.5	146.5	183.5	169.2	151.1	146.1	164.6	173.7	158.8	147.1
サービス業（他に分類 されないもの）	237.7	200.0	173.3	159.6	237.0	200.1	178.9	162.2	238.6	199.8	166.7	152.1

厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業に属する、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（65,747事業所）のうち、有効回答を得た事業所（50,785事業所）の中で新規学卒者を採用した事業所（15,526事業所）を集計対象とした調査です。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/15/index.html>

# 高年齢層のインターネット利用の実態

年代を問わずインターネット利用が進んでいますが、高年齢層の利用状況はどうでしょうか。ここでは、総務省が毎年発表している調査結果（※）から、65歳以上の方々のインターネット利用状況に関するデータをみていきます。

## インターネットの利用状況

上述の調査結果から65歳以上の年代別に、過去1年間にインターネットの利用した割合をまとめると、表1のとおりです。26年の結果をみると60代では50%以上が、70代でも30%以上でインターネットを利用しています。なお、年代を問わず利用した割合は、男性のほうが高い傾向がみられます。

【表1】過去1年間にインターネットを利用した割合（％）

		22年	23年	24年	25年	26年
65～69歳	男性	56.2	57.8	63.1	63.6	61.9
	女性	40.9	39.1	42.8	49.5	52.5
70～79歳	男性	35.8	39.2	50.4	42.6	43.5
	女性	27.3	24.7	31.0	29.4	31.3
80歳以上	男性	16.0	17.6	33.0	17.9	20.4
	女性	15.5	6.5	13.8	12.3	11.0

総務省「通信利用動向調査」より作成

## 利用機器にも男女差が

次にインターネットを利用する機器をまとめると、表2のとおりです。男性は、自宅のパソコンの割合が年代を問わず高くなっています。女性については、65～69歳は自宅のパソコンの割合が最も高くなっていますが、70代以上になると携帯電話の割合が最も高くなります。

【表2】インターネットの利用機器（％）

		自宅のパソコン	自宅以外のパソコン	携帯電話	スマートフォン
65～69歳	男性	72.4	19.8	31.6	16.1
	女性	47.4	8.1	44.7	16.4
70～79歳	男性	65.8	10.5	34.4	12.1
	女性	36.3	3.6	48.3	8.9
80歳以上	男性	52.4	5.0	28.3	4.4
	女性	14.6	1.1	42.2	6.6

総務省「平成26年通信利用動向調査」より作成

## 利用目的と用途

最後に、インターネットで利用した機能やサービス、目的と用途をみると、65歳以上の男女ともすべての年代で、電子メールの送受信が最も多く利用されています。次いで無料の地図・交通情報の提供サービスや、天気予報の利用が多くなっています。

65～69歳は上述の情報収集が利用の上位3つを占めましたが、70代以上になると、商品やサービスの購入・取引の利用も増えてきます。購入したものを届けてくれるインターネット通販は、高齢者にとっても利便性の高いサービスであり、一度利用すれば、繰り返し利用するケースも多いものと思われます。

インターネット利用経験を持つ高齢者は今後も増加し、利用割合は今後も高まるでしょう。また、こうした年代を対象にしたさまざまなインターネットサービスも、増加してくるものと思われます。

（※）総務省「通信利用動向調査（世帯編）」

年齢が満20歳以上の世帯構成員がいる世帯を対象に、都道府県及び都市規模を層化基準とした層化二段無作為抽出法により抽出した世帯を対象とした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2016年4月

## お仕事備忘録

### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

### 2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

### 3. 国民年金保険料の引き上げ

### 4. 労働者名簿の調製

### 5. 新入社員のオリエンテーション

### 6. 暖房器具等の清掃、格納

#### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

#### 2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

#### 3. 国民年金保険料の引き上げ

平成28年4月より国民年金保険料が引き上げられ、月額16,260円となります。

#### 4. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

#### 5. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容
  - ◇労働条件の説明
  - ◇社内ルール
  - ◇諸届の方法
  - ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物
  - ◇貸与物品
  - ◇配付物品
- ◆主な提出物
  - ◇誓約書
  - ◇身元保証書

#### 6. 暖房器具等の清掃、格納

暖かくなるにつれて不要となる暖房器具等は、清掃をした上で格納します。不良箇所は後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。

# お仕事 カレンダー

2016.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	金	先勝	
2	土	友引	
3	日	先負	
4	月	仏滅	清明
5	火	大安	
6	水	赤口	
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	仏滅	
15	金	大安	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	土	赤口	
17	日	先勝	
18	月	友引	
19	火	先負	
20	水	仏滅	●穀雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
21	木	大安	
22	金	赤口	
23	土	先勝	
24	日	友引	
25	月	先負	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
26	火	仏滅	
27	水	大安	
28	木	赤口	
29	金	先勝	昭和の日
30	土	友引	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月2日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払(3月分) ●労働者死傷病報告書の提出(休業日数1~3日の労災事故[1月~3月]について報告) ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告